

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える場合には、収入や支出などの記帳および帳簿書類の保存を必要とします。税制改正により、平成26年1月からこれらの所得を生ずべき業務を行うすべての方（所得税の申告の必要がない方を含む）が、記帳・帳簿の保存を必要とします。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されています。

市税の納め忘れはありませんか

7月1日から「納税コールセンター」を設置し、電話で市税の納付の確認や呼び掛けを行っています。

納付が遅れると、督促状などの発付を行うため、多くの経費(税金)が掛かります。市税は、納期限内に納付するよう、ご理解・ご協力をお願いします。

納付には、安心・確実な口座振替をご利用ください。また、コンビニエンスストアでも納付できます。

▶注意 「納税コールセンター」では、金融機関名や口座番号を聞いたり、口座を指定して振り込みを依頼したりすることはありません。不審な点がありましたら電話を切り、税務課収納担当へお問い合わせください。



納税コールセンターの様子

納税相談はお早めに

病気や失業など、やむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

▶相談日時

【休日】 毎週日曜日の午前8時30分～正午

【夜間】 毎週火曜日(祝日を除く)の午後5時15分～7時

▶場所 税務課収納担当

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

で、ご覧ください。

▼問い合わせ 行田税務署個人課税部門

☎556-2121(自動音声案内2番)

税務課からのお知らせ

固定資産税に係る土地家屋実地調査にご協力を

本市では現在、土地の現況調査や新築・増築およびすでに建築されている建物を対象にした家屋調査を行っています。調査には、市職員が2人1組で伺いますのでご協力をお願いします。

なお、職員は身分証明書を携帯していますので、不審に思う場合はご確認ください

さい。

家屋を取り壊したら届け出を

家屋を取り壊した場合には「家屋取壊し届」を税務課へ提出してください。また、登記してある建物については、法務局で滅失登記の手続きを済ませてください。これらの手続きが行われず、税務課で確認できない場合には、引き続き課税されてしまいますのでご注意ください。

なお、「家屋取壊し届」の用紙は、税務課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▼問い合わせ 同課資産税担当(内線233・234)

10月から「後納制度」(国民年金保険料の納付期限の延長)が始まります

年金制度の改正により、過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある方は、申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月末までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができず、期間が過去2年から10年に延長されます。

延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間となります(例:平成14年10月の場合は平成24年10月末まで)。

なお、後納保険料を納付するためには、事前に申し込みいただき、年金事務所において審査を行います。審査の結果によっては、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

▼対象 (老齢基礎年金を受給している方を除く)

① 20歳以上60歳未満の方で、10年以内に納め忘れの期間(納付・免除を除く)や未加入期間のある方

② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間のある方

③ 65歳以上の方で、年金受給資格期間がなく任意加入中の方

▼問い合わせ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050 または熊谷年金事務所 ☎522-5158

平成23年度 情報公開および個人情報保護制度の運用状況

本市では、市民の市政参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を目指すことを目的とした「情報公開制度」を実施しています。また、個人に関する情報を適正に取り扱うとともに、自己に関する個人情報の開示や訂正などを求める手続きを定め、個人の権利利益の保護を図る「個人情報保護制度」も実施しています。

平成23年度における両制度の運用状況について、次のとおり公表します。

◎情報公開制度の実施状況

平成23年度の情報公開の受付件数は27件でした。内訳は「請求」が10件、「申出」が17件です(表1参照)。また、請求(申出)の処理状況は、全部公開4件、部分公開18件、非公開2件、取り下げ3件でした(表3参照)。

●表1

「情報公開請求・申出の実施機関別件数」

実施機関	請求	申出	合計
市長	5	10	15
教育委員会	3	6	9
選挙管理委員会	0	1	1
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	2	0	2
合計	10	17	27

●表2

「請求(申出)者の区分別件数」

請求(申出)者の区分	件数
市内に住所がある方	8
市内に事務所や事業所を持っている個人や法人、その他の団体	2
市内の事務所や事業所に勤務している方	0
市内の学校に在学している方	0
実施機関が行う事務事業に利害関係がある方	0
請求権者以外の方	17
合計	27

請求＝情報公開制度実施(平成11年4月1日)以降に作成または取得した情報について請求権のある方(市民など)が行う開示の求め

申出＝平成11年3月31日以前に作成または取得した情報について開示の求め、または請求権のない方(市外の人など)からの開示の求め

●表3 「情報公開請求(申出)の処理状況」

区分	受付件数	全部公開	部分公開	非公開	取り下げ	未処理
請求	10	0	6	1	3	0
申出	17	4	12	1	0	0
合計	27	4	18	2	3	0

◎個人情報保護制度の実施状況

各実施機関の事務事業の執行に際し届け出された個人情報取扱業務の件数は、平成23年度末現在で580件となっています(表4参照)。なお、個人情報取扱業務の概要は市政情報コーナーでご覧いただけます。また、開示・訂正などの請求件数は3件でした(表5参照)。

●表5 「個人情報(自己情報)の開示請求・受付処理件数」

実施機関	受付件数	処理状況				
		全部開示	部分開示	非開示	取り下げ	未処理
市長	3	0	3	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	3	0	0	0

●表4 「個人情報取扱業務の届出件数」

実施機関	届出件数
市長	418
教育委員会	121
選挙管理委員会	14
公平委員会	1
監査委員	1
農業委員会	16
固定資産評価審査委員会	1
議会	8
合計	580

▶問い合わせ 総務課文書管理担当(内線218)